

南九州市会計年度任用職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 10 日

南九州市長 塗木弘幸

南九州市規則第24号

南九州市会計年度任用職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

南九州市会計年度任用職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例施行規則（令和 2 年南九州市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 主任児童厚生員（10日勤務）の項の次に次のように加える。

主任相談支援専門員	〃	2	25	2	41
相談支援専門員	〃	2	21	2	37

附 則

この規則は，公布の日から施行する。